

## 茂原市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 平成26年5月22日(木) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 25名
  - 1番 栗原石乃
  - 2番 秋葉仁喜
  - 3番 八角徳政
  - 4番 金坂信義
  - 5番 鬼島一郎
  - 6番 熊切秀雄
  - 7番 古山光雄
  - 8番 浦島京子
  - 9番 板倉昭
  - 10番 石井暉伸
  - 11番 矢部義明
  - 12番 市原暉久
  - 13番 市原暉久
  - 14番 鈴木幸雄
  - 15番 鵜澤正文
  - 16番 三枝源一(第二小委員長)
  - 17番 花澤道夫
  - 18番 蕨武之
  - 19番 花澤道夫
  - 20番 大塚優(第一小委員長)
  - 21番 古山善作
  - 22番 丸島正昭
  - 23番 深山和夫
  - 24番 佐藤栄作
  - 25番 鵜澤和行
  - 26番 加藤古志郎(会長)
  - 27番 林和夫(職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
  - 19番 麻生重和
- 5 事務局職員 6名
  - 事務局長 葛岡直樹 補佐 朽木英義
  - 係長 鶴岡嘉孝 係長 三階英幸
  - 主査 佐藤貴之 副主査 芝崎一郎
- 6 会議に付した議案
  - 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
  - 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
  - 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
  - 平成26年4月24日開催 第5回総会保留議案
  - 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 平成26年4月24日開催 第5回総会保留議案
  - 農地法第5条の規定による許可申請について

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第6回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が1件、4条申請が1件、5条申請が4件、それに加えまして先月の保留が11件ありまして、転用等の議案は合計17件でございます。その他、報告がございます。

現地調査につきましては、16日金曜に第二小委員会で行っております。それから★★委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきますけれども、会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

どうもお忙しい中、総会にご参集していただきありがとうございます。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は25番の鶴澤委員と27番の林委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願い致します。それでは農地法3条の規定による許可申請から始めたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案でございます。申請地は粟生野字北新地地先、外2筆、田んぼ85㎡、畑8058㎡の合計8143㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は粟生野の★★さん、売渡人は同じく粟生野の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては自宅から近く耕作しやすい場所があり、経営規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては経営規模縮小のため売り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長

(審議内容の報告)  
1号議案許可相当。

会長

審議内容の報告が終わりました。1号議案です。現調してございます。★★委員どうですか。

★★委員

現場は竹や雑木が相当繁っておりました。重機等が入らないと畑にならないような状況に荒れておりましたが、今回の売買によってきれいな畑になるということであれば良いかなということで、許可でお願いします。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

買受人の★★さんも8反歩あるんで、すぐには出来ないですけども、少しずつきれいにしていきたとのことですので許可でよろしくをお願いします。

会長

ほかに1号案件についてご意見はございますか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということに決定させていただきます。次に農地法第4条の規定による許可申請に移ります。2号議案についての説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

最初に2号議案でございます。申請地は高師字上苗代地先、外1筆、田んぼ計687㎡でございます。高師の★★さんが貸駐車場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、申請地は国道128号線・県道千葉茂原線・JR外房線に近接した第1種住居地域であり、また事業所やアパートも多く、将来にわたり発展が保証された地域であるためとのことでございます。

計画としましては、碎石を敷き均し16台分の駐車場とします。雨水につきましては南側の排水溝を通り豊田川に接続します。これにつきましては高師揚水組合から同意書が提出されております。隣接農地所有者は1名おり、同意をいただいております。他法令の申請はございません。なお、申請地一帯は元々水田であり、南側排水路面とほぼ同じ高さでしたが、30年以上前に本納の山手開発の残土処分として山砂で埋立て、平成2年6月頃より農地法の許可を得ずに駐車場を建設してしまっているため、始末書が添付されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長

(審議内容の報告)  
2号議案許可相当。

会長

小委員会の報告が終わりました。2号議案です。現調してございます。★★委員どうですか。

★★委員

高師の区画整理地内の3種農地でございますので、許可相当でお願いしたいと思えます。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

用途地域でありますので許可相当でお願いします。

会長

それでは2号議案は小委員会のおり許可相当でよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは許可相当といたします。次に農地法第5条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

最初に3号議案でございます。申請地は下永吉字藤根地先、外1筆、田んぼ計538㎡でございます。東京都の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。

申請理由としましては、転用者の将来設計を勘案した投資目的が太陽光発電事業という形で社会貢献の一助となり、条件に合う候補地が見つかったためとのことでございます。

計画としましては、太陽光パネル120枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×99.2センチで、パネルの集合体を5カ所設置する計画でございます。排水は雨水のみとなっており、これにつきましては下永吉耕作組合の同意書が提出されております。下永吉自治会長と近隣の方には当事業についての説明は済んでおります。隣接同意並びに他法令の申請はございません。なお、申請地は約30年程前に埋立てされてしまっているため、始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして4号議案でございます。申請地は東郷字八幡前地先、畑185㎡でございます。新小轡の★★さんと婚約者である長柄町の★★さんが、★★さんの祖父である新小轡の★★さんから土地を使用貸借し専用住宅とする申請でございます。

申請理由としましては、申請人は10月に結婚を予定しており、現住居では手狭になるため、祖父と両親の居住地の近くに家を建て安心して生活を送りたいためとのことでございます。

計画としましては、木造2階建て専用住宅1棟、建築面積52.17㎡の計画でございます。敷地内全体を15cm嵩上げするため、埋立て等事業計画書が提出されております。排水は雨水につきましては、申請地内に浸透枡を設置し宅内処理、汚水・雑排水につきましては合併浄化槽にて処理後南側側溝に放流する計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請につきましては、道路工事施工承認申請書が市土木管理課へ提出されております。なお、申請地の工事の着手が6月予定と申請書に記載がありましたが、現地調査にて既に土砂が搬入されていたため、始末書を提出してもらいました。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして5号議案でございます。申請地は小林字芝地先、田んぼ722㎡でございます。腰当の★★さんが上太田の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲2区画用地とする申請でございます。

申請理由としましては、近隣に住宅が密集し、生活環境が良好なためとのことでございます。

計画としましては、宅地分譲2区画用地でございます。排水は雨水につきましては自然浸透、排水につきましては土地販売後、建築時に個別合併浄化槽にて処理後西側側溝に放流する計画でございます。申請地は一部盛り土をするため埋立て等事業計画書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請につきましては、道路工事施工承認申請書が市土木管理課へ提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、添付すべき必要書類で確認をいたしております。

最後に6号議案でございます。申請地は、腰当字入江地先、畑771㎡でございます。★★さんが倉庫・駐車場及び資材置場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、申請者は申請地の近くで現在電気工事業を営んでおりますが、事業用の倉庫・駐車場・資材置場の置き場が無く自宅の用地を使用している状態です。この度申請地の所有者が転出するため売却したいとの話しがあったため、購入し転用したいとのことでございます。

計画としましては、約5.5m×約14.6m面積約81㎡のプレハブ倉庫を2棟、3台分の駐車場を設け、資材置場には撤去した材料や電気製品の一時保管場所に当てる予定でございます。雨水につきましては浸透枘を設置します。隣接同意につきましては1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、添付すべき必要書類で確認をいたしております。

説明が終わりました。小委員会での審議内容の報告をお願いいたします。

会長

(審議内容の報告)

小委員長

3号議案許可相当、4号議案許可相当、5号議案許可相当、6号議案許可相当。

会長

小委員会の報告が終わりました。順次審議したいと思います。まず、3号議案です。現調しております。★★委員どうですか。

★★委員

この場所は広域農道を南下しまして、新藤根橋の手前の左側ですけれども見たとおり地形も悪いですし、太陽光発電システムということで許可相当でお願いしたいと思います。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

南側の土地に住宅がないために、影響がないので許可相当でお願いします。

会長

ほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、3号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に4号議案です。★★委員どうでしょうか。

★★委員

現地は住宅地内の交差点の角地でございます、すぐ宅地になるような状況です。許可相当でよろしいかと思っております。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

3種農地であり用途地域内ですから問題ないと思います。許可相当でお願いします。

会長

4号議案、小委員会の報告どおり許可相当でよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、4号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に5号議案です。★★委員どうですか。

★★委員

3種農地を宅地分譲するとのことですが、問題ないと思いますので、許可相当でお願いします。

- 会長                   ★★委員どうですか。
- ★★委員               用途地域でありますしバイパスの西側で田を埋めて現在に至ってるんですけど、問題ないと思います。
- 会長                   5号議案も小委員会の報告どおり許可相当でよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、5号議案は許可相当ということに決定いたします。次に6号議案です。★★委員どうですか。
- ★★委員               畑として野菜を作っておりましたが、用途地域で問題ないと思いますので許可相当でお願いします。
- 会長                   ★★委員どうでしょうか。
- ★★委員               ここは現地調査の結果、問題ないと考えますので許可相当でお願いします。
- 会長                   6号議案、許可相当でよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、6号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に保留案件ですが、審議の順序をまず、最初に8号議案を審議致しまして、そのあと7号・9号が一体計画ですのでその順番で審議致します。それでは8号議案の説明をお願いします。
- 事務局               保留議案につきましてご説明いたします。それでは8号議案でございます。先月の総会で工事施行業者と排水の面で確認が必要ということで保留となっております。
- 申請地は栗生野字上ノ台地先、畑1444㎡でございます。館山市の★★さんが栗生野の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は日当たりも良く、土地が安価で、近くに電柱もあるため、太陽光発電システムを計画したとのごことでございます。計画としましては、太陽光パネル224枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を2カ所設置する計画でございます。排水は雨水のみで、敷地内浸透となっております。砕石を15～20cm敷きますが、工事完了後は道路より低い状態になるようにし、申請地の南側及び東側の道路に敷地内の雨水が流れ出ないように3段積みのブロックで囲み、出入り口は嵌め板で覆います。これを含めた6条項にわたる工事・工事後の確約書が施行業者の司商事から栗生野水利組合に5月10日に提出され、18日に栗生野水利組合から同意書が出ております。また、両隣土地改良区から協議が整った旨の意見書が5月20日に提出されております。隣接同意が必要な農地及び他法令の申請はございません。
- 次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。
- 会長                   説明が終わりました。★★委員どうでしょうか。
- ★★委員               申請地の一帯は、大雨が降った時に排水状態が良くないということで施工方法等について一定の条件を出しました。それを承諾してくれたということで排水同意を出してありますので、許可相当でお願いします。
- 会長                   最終的に懸案事項であった排水問題は、地元からの同意書提出ということで施工方

法について合意したとのことですが、これについて他にご意見ございますか。(異議なしの声) それでは、8号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に議案7号及び9号について審議致します。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、保留議案7号の農地法第4条申請でございますが、保留議案9号の農地法第5条申請と一体計画であるので同時にご説明いたします。

申請地は7号議案が高田字屋芝地先、田んぼ900㎡を高田の★★さんが、太陽光発電システム用地とする申請でございます。9号議案につきましても申請地は同じく高田字屋芝地先他11筆で、7号議案の★★さんが9名の方から農地を賃借し、太陽光発電システム用地とする申請でございます。面積は、田んぼ計7905㎡、畑計4680㎡でございます。なお、5ページ1番下、4月の19号議案につきましては、賃貸人である★★さんが死亡されたため、法定相続人の★★さんが賃貸人となっております。

申請理由としましては、申請地は、現在耕作していない土地や、今後耕作する予定がないことと、また、十分な日照があり売電による収入が得られることから、太陽光発電システムを計画したいとのごことでございます。計画としましては、太陽光パネル2800枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を69カ所設置する計画でございます。

埋め立てにつきましては、7号議案及び9号議案の中の4月分21号から24号議案の申請地について行う計画でございます。水路を挟んで南側を埋め立てする計画でございます。埋立て資材の再生砂を敷地全体に平均65cm埋め立てるものでございます。隣接は3名から同意を得ております。他法令申請は道路占用許可申請を市・土木管理課へ行ってしております。排水は雨水のみとなっております。両総土地改良区より意見書及び排水同意書が、両総本納普通水利組合より排水同意書がそれぞれ提出されております。また、第10区高田下桂自治会へ当事業についての説明がなされ了解を得たとの報告書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行規則第33条第4号では「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とあります。

先月の総会におきましては、申請地が業務上必要な施設で集落接続という第1種例外に該当するものなのか結論に至らず、委員会としての判断を各委員で考える時間が必要になったため保留となっております。

農地法施行規則第33条第4号の解釈につきましては、平成26年2月20日と平成26年5月1日付けで、千葉県よりそれぞれ通知されております。

2月20日付けの通知では、太陽光発電は周辺居住者の業務上必要な施設に該当しないとは解釈できず、第1種農地における太陽光発電施設の設置を目的とする農地転用については、申請に係る土地の周辺に居住するものが売電事業を行う場合で、集落に接続して設置される場合は許可せざるを得ないと書かれており、集落接続につきましては個別判断を要するものとされております。

5月1日付けの通知は、農地法施行規則第33条第4号解釈について茨城・三重・広島・高知4県から照会のあったものに対し農林水産省が先月各県に回答したものを千葉県が5月1日からの取り扱いとするものです。

茨城県への回答の中で、農地法施行規則第33条第4号の規定は、集落の通常発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる転用は認める趣旨で設けられているものであり、大規模な転用を伴う設備の整備は、本規定の対象外とされています。また、小規模施設の設置につきましても

ア. 発電した電気を、申請に係る土地の集落居住者の住宅又は事務所等に直接供給するものであること。なお、余剰した電気を他の用途に利用することは差し支えない。

イ. 発電能力が、当該施設の需要場所である集落居住者の住宅又は事務所等の瞬間的な最大消費電力を超えないものであること。

ウ. 集落内の他の土地や集落居住者の住宅又は事務所等の敷地内に設置することが困難であると認められるものであること。

以上ア～ウの要件を全て満たすものであれば本規定の対象となりうる。とされています。

他にもパネルの反射による影響について疑問が出されておりましたが、施行業者のイールアップより

- ・今回導入するパネルはARコーティングという基板表面の反射を低減させる反射防止膜がコーティングされているため、太陽光の反射光は相殺され、事故やクレームにつながるような光量にはならない

- ・造成の際に客土を入れ地面の嵩上げをし、基礎・架台を含めると公道より高い位置にパネルが設置されるため、最も反射が懸念される夏至の時期に対しても入射角と反射角の関係上、日常生活圏内において反射光が届くことはないとの5月6日付けで回答をいただいております。

茂原市農業委員会の意見書を付けて明日千葉県農業事務所に提出しますので、審議をお願いいたします。以上です。

会長

事務局から説明がございました。私の方から補足致しますと、先月ですね、最終的には先程読み上げられました2月20日付けの千葉県農林水産部長からの通知で、第1種農地の太陽光発電施設の申請に係る土地の周辺に居住する者が売電事業で集落に接続して設置される場合には許可せざるを得ないというのが、県の見解だったんです。それでその集落に接続というのは、どの程度かが先月の議論になりました。ところが、事務局が説明したように5月1日付けの県の農林水産部長の通知で、集落接続で言われたのが大規模な施設の設置は本規定の対象外であり、第1種例外にはなじまないの例外にはならない。2つ目には、小規模の施設であっても先程読まれた3つの要件、自家消費・発電規模・申請農地に変わる代替性を全て満たしていれば例外規定に該当しますと。それから、その地域に居住する者という考え方については、自然人で法人ではないということがはっきりしたということです。こういう方針の転換というか、なりたないような話があったので、今月の小委員会後に役員会を開きました。そして役員会の結論は、この案件の元は2月20日付けの指示に基づいてやってきたが方針が変わったので県の見解で指導すべきだと、県で取下げ指導をしてもらおうとなりました。市が許可相当であげた物については、県は不許可処分になりますから、その内容については県が説明しますからとのことでした。それについて皆さんのご意見をお伺いします。★★委員いかがですか。

★★委員

あの場所は1種農地のはずれの方で、土地改良も昔の土地改良だから1種農地からはずれば良いがそうもいかず、地主たちも後継ぎが居なく耕作放棄地になっている。土地の有効利用が出来れば良いが。

会長

ほかにご意見はありますか。★★委員いかがですか。

★★委員

11日に★★さんの話を聞きに行ったわけですが、いま★★委員が申しあげましたように部落としてもこの事業をやっていただきたいとのことでしたが、急遽こういう話しが許可にならないという話しがもちあがりましてので、これはもうどうにもならないなど、思っていますが皆さんと協議して良い方法があればと思います。

会長

ほかはどうですか。★★委員。



- ★★委員 農業委員会の意義が問われているような問題で、農業新聞にも書かれていましたが農業委員会が必要ではないようなことを書いてありましたけれど、地域の農地を守るために一生懸命やっているんだという意識を県に示すべきで、また茂原市の農業委員会は許可せざるを得ないんじゃないかという方向でやってきたので、許可相当で意思を示した方が良くないんじゃないかと思います。
- 会長 ほかにどうですか。★★委員。
- ★★委員 茂原市としては判断しかねるから、県に直接行ってはいけない事はないので★★さんと地主で良く相談して、県に意見を聞くことも大事なかなと思いますが。
- 会長 本当であれば市が取下げ指導ということですが、それは県がやりなさいということです。
- ★★委員 許可相当で行きたいが、県は不許可なんですよね。
- 会長 はい。許可相当で出せば、県は不許可処分になりますよと。なので、県の通知に基づいて説明は県の方でしていただきたい。農業委員会としては1ヶ月保留にしたわけですよ。それで今回、結論を出さないといけないわけです。最終的には不許可処分になるのはわかっているが、県の方に説明してもらうには茂原市の意見としては許可相当で意見を送るしかないんじゃないか。ほかにどうですか。★★委員。
- ★★委員 私は当初から不許可なんですけども、まずその理由というのは収入を得るために太陽光発電をやりたいのはわかりますが、しかし、平成8年に農振を除外してその間、大分経つがその間に茂原市農業委員会として農業の振興で少しでも収益があがるように指導してきたのか、茂原市農政課はそれをやったのか。当然、地権者の皆さんはそれが実現できない為に長い間なにをやってきたのかと。というのをまず聞きたいですよ。それで、何もしないでただ放っておいて今流行りの太陽光発電に触手を伸ばすと、いうのは農業委員会がそれを認めるというのは如何なものかと思います。なので、今現在5月1日付けで県の方から通達が来てるという状況はあくまで結果であって、一個人の委員としての意見は、いままで散々努力したにも関わらず、どうにもいかないという状況になったらしょうがないかなというふうに考えますけど。
- 会長 ちょっと補充しますと、その意見はそれは農振除外の話ですよ。
- ★★委員 要は耕作放棄地という形になってきてるわけですよ。だったらもっと早く動けばいいんじゃないかと。いろんなかたちでね。なんとかしようと思うんだったらそういうことも出来るんじゃないの。そこまでやったのかと言いたいわけです。
- 会長 本来、そうでなければいけないんです。それは確かに根本の問題です。
- ★★委員 不許可処分になりますよといっても、本人が取下げはしませんよと言っているでしょう。
- 会長 いまのところはそう言っています。茂原市としての判断は許可相当としても間違っ  
てはいない。
- ★★委員 農業委員会の立場として、個人の意思を尊重して取下げないというのなら、県の意見が変わったからといって市の考え方を変えるのは出来ない。

★★委員

本人が取下げないというのならやむを得ないでしょう。

★★委員

不許可が出て、それで県に異議申し立てをすればいい。

会長

全県的にいうと、いままで許可にしてきた内容だから、それで今月、5月からみんな止まっちゃった。どこの農業委員会にしても手のひら返すようにされてはやりようがない。

★★委員

芝山町は、県からこう言われているから申請を待ってくれと、とめたそうです。

会長

芝山町長は県の農業会議に出てきていて、町長が先頭に立って、もっとはっきりしろと怒っている。みんな困っている。県が責任を持つべきだと私は思っている。2月20日付け通達に許可せざるを得ないと書いているのに、それを撤回しないのがおかしい。

それではこの案件は採決するというので決めましょう。先月の保留案件、議案第7号及び9号について不許可相当とする考えの方は挙手願いたいと思います。

(挙手)

はい、わかりました。それでは許可相当とする考えの方、挙手願います。

(挙手)

はい、わかりました。では採決の結果は、圧倒的多数で許可相当で県に進達すると決まりました。なお、これについては必ず県が来て説明に来ますから、その時に皆さん、質疑等してほしいと思います。そういう場が必ずあると思います。無かったら私が要求して来てもらいますから。そういうことで、この案件についてはよろしゅうございますか。(異議なしの声)

それでは、議案関係は以上で終了です。続いて報告案件に移ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦勞さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第6回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成26年5月22日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印